

公立大学法人福知山公立大学経営審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学定款（以下「定款」という。）第17条第1項に規定する経営審議会に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 経営審議会は、定款第17条第2項の規定に基づき、委員10人以内で組織し、次に掲げる委員により構成する。

(1) 理事長

(2) 理事長が指名する理事又は職員

(3) 法人の役員又は職員でない者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、理事長が任命する者

2 前項第3号に掲げる委員の数は、委員の総数の2分の1以上とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第4条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 経営審議会の議案は、招集の際に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(議長)

第5条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長が不在の場合は、あらかじめ議長が指名した理事がその職務を行う。

(審議事項)

第6条 経営審議会は、定款第19条に掲げる事項を審議するほか、議長が必要と認める事項を審議する。

2 経営審議会の議案は、議長が提出する。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、監事等委員以外の者を経営審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第8条 議長は、経営審議会における議事概要について議事録を作成しなければならない。

2 前項に定める議事録には、議長のほか、出席委員の中から議長が指名する2名が記名押

印する。

(専門委員会)

第9条 経営審議会に、専門の事項を調査、審議又は実施させるために専門委員会を置くことができる。

(事務)

第10条 経営審議会に関する事務は、総務企画・財務グループにおいて行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、経営審議会に関し必要な事項は、経営審議会の議を経て理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、必要に応じて理事長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。